

うるま市役所西棟自動販売機設置契約書（案）
(令和8・9・10年度設置)

うるま市役所

うるま市役所西棟自動販売機設置契約書（案）

うるま市長 中村正人（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「賃貸借物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

- (1) 所 在 うるま市みどり町一丁目1番1号
- (2) 名 称 うるま市役所西棟
- (3) 物件番号
- (4) 使用面積 1 m²

（賃貸借期間）

第3条 この契約の有効期限は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（指定用途等）

第4条 乙は、賃貸借物件を、自動販売機の設置及び運営のために使用し、それ以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、自動販売機で販売する商品に関し、事前に甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、自動販売機の在庫を定期的に確認し、適宜補充する等適切な管理に努めなければならない。

（賃貸借料）

第5条 乙は、賃貸借料として、年額〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額 〇〇〇〇〇円）を毎年度甲の発行する請求書に記載された口座へ納期限までに支払うものとする。
なお、消費税及び地方消費税率が変わったときは、これに従うものとする。

（光熱水費等）

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る子メータを設置するものとし、毎月の電気使用料を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙から受けた子メータの電気使用量の報告を基に年2回（4月～9月分、10月～3月分）に分けて計算し、速やかに乙に請求書を送付するものとする。
- 3 乙は、前項の請求書に定める日までに甲に電気料を支払うものとする。

(督促及び延滞金)

第7条 乙が、賃貸借料又は光熱水費を納付期限までに納付しない場合は、うるま市公有財産規則第32条を準用する。この場合において同条中「貸付料」とあるのは「賃貸借料又は光熱水費」と読み替えるものとする。

(権利義務等の譲渡の制限)

第8条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾を得ないで賃貸借物件の改造若しくは模様替え又は賃貸借物件の区域内における工作物の設置を行ってはならない。

(自動販売機設置の基準)

第10条 乙は、次に掲げる基準に基づき自動販売機を設置しなければならない。

- (1) 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- (2) 自動販売機の種類は、省エネ法（「エネルギー使用の合理化に関する法律」（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。
- (3) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (4) 自動販売機を据付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講ずること。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行わなければならない。

- (1) 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製または金属製とし、その他廃利用者等に迷惑にならない大きさのものを設置すること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周囲に配慮したものとすること。
- (2) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、甲が委託する清掃業者と調整し定めるものとする。

(善管注意義務)

第12条 乙は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(規律維持及び秘密の保持)

第13条 乙は、自動販売機の設置及び運営に従事する乙の職員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある義務の実施に努めなければならない。

2 乙は、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

(通知及び報告義務)

第14条 乙は、乙の名称、所在地又は代表者に変更があったときは、直ちに文書により通知するものとする。

2 乙は1年間の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）を取りまとめ、毎年度（翌年度）4月末までに市に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、賃貸借物件を国、県その他公共団体において公用又は公共用に供するためその他必要が生じたときは、本契約を解除することができる。ただし、撤去費用等については、甲、乙協議して決定するものとする。

3 乙は、第3条の貸付期間にかかわらず、やむを得ない場合により本契約を解除する場合は、解除しようとする日の1ヶ月前までに甲に通知するものとする。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害賠償を請求することができる。

(賃貸借料の返還)

第17条 既に納入した賃貸借料は、原則返還しないものとする。ただし、乙が賃貸借期間の途中において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときは、すでに乙が納入した賃貸借料のうち未経過期間に対する賃貸借料を乙に返還するものとし、返還する賃貸借料は、日割り計算によるものとする。

(賃貸借物件の現状回復等)

第18条 乙は、本契約が終了する日までに（前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）、乙の負担により賃貸借物件を原状回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に承諾したときは、賃貸借物件を原状回復しないことができるものとする。

2 乙は、賃貸借物件からの退去に際して、賃貸借物件に支出した経費・有益費の償還、造作買取等の請求をすることはできない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(その他注意事項)

第20条 乙は、賃貸借物件を使用するに当たり、次の事項について注意するものとする。

- (1) 標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。
- (2) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、経路等は甲の指示によること。
- (3) 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において誠意をもって対応するとともに、自動販売機に故障等の場合の連絡先を明記すること。

(協議事項)

第21条 この契約書に定めのない事項について、定める必要が生じたとき、又はこの契約書に定める事項について疑義のあるときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(紙契約の場合)

本契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自それぞれ1通を保持するものとする。

(電子契約の場合)

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は契約締結の日にちにかかわらず、発注者及び受注者が合意した次に掲げる日にちから効力を有するものとする。

令和 8 年 3 月 日

甲 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 中 村 正 人

乙